

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
株式会社セブンセンスファーム
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr
seventh sense



INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
赤坂に新オフィスOPEN!	P. 5
社員旅行を経費で落とす境界線?	P. 6
人事ナビ	
地域別 最低賃金額改定について	P. 8
社長の生活を守る	
～経営者保証ガイドライン活用のススメ～	P. 9
オンラインセミナーのお知らせ	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11

Sense of Humor

セブンセンスグループは、お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

経営理念

- 1.革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする
- 2.プロフェッショナルとしての仕事をする
- 3.グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

ミッション

- ・お客様から最高に信頼される相談相手となること
- ・全従業員の物心両面の幸せを追求すること

7つのコアバリュー

- ・常に夢と若さを保ち、ユーモアの精神を忘れない
- ・お客様のニーズを基本とし、積極的に行動を起こす
- ・自己限定をせず、ハーフ革命に挑戦する
- ・社会正義に貢献し、正しい倫理的価値観を持つ
- ・最新の情報を武器とし、質の高い価値を提供し続ける
- ・個性を尊重し、コミュニケーションを大切にする
- ・今日を変え、明日を変え、未来を変える

セブンセンスグループの「ユーモア」

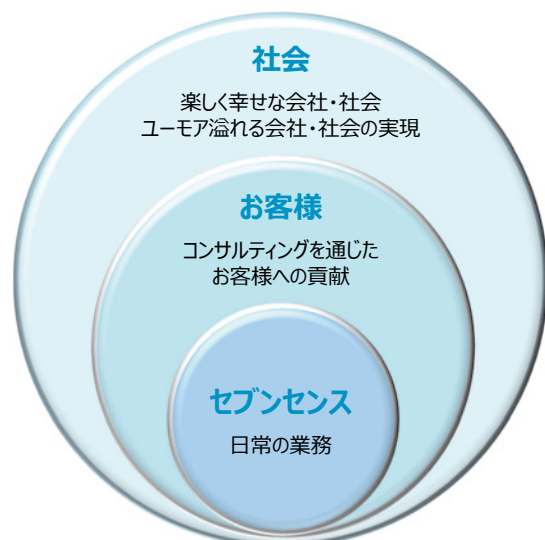
セブンセンスグループが基本理念に据える

「Sense of Humor」

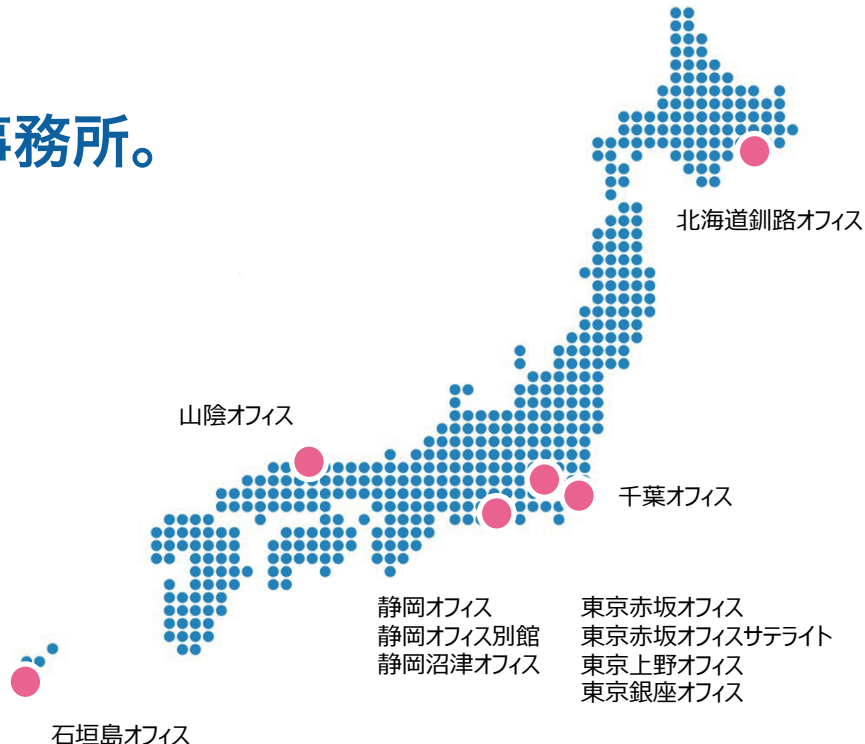
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。

セブンセンスグループにとって「ユーモア」の意味は大きく、ほんの少しでプライベートや仕事をさらに充実させられる物事を指します。これによって、新しい目線と自由な発想も生まれていきます。

これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、一緒に愉快で幸せな毎日を過ごすために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。



国内有数の総合型会計事務所。



会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

税務相談・申告
税務調査対応
会社設立・創業支援
会計コンサルティング
相続税対策・申告

人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

人事労務
労働保険、社会保険
各種助成金に関する相談、
手続代行
給与計算代行

経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

コンサルティング

事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

事業承継
M&A
相続

IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

IT/DX支援
BPO支援



※各拠点により対応が異なる場合がございます。



山口 高志

やまぐち たかし

中小企業
DX
推進
研究会
会長

■ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



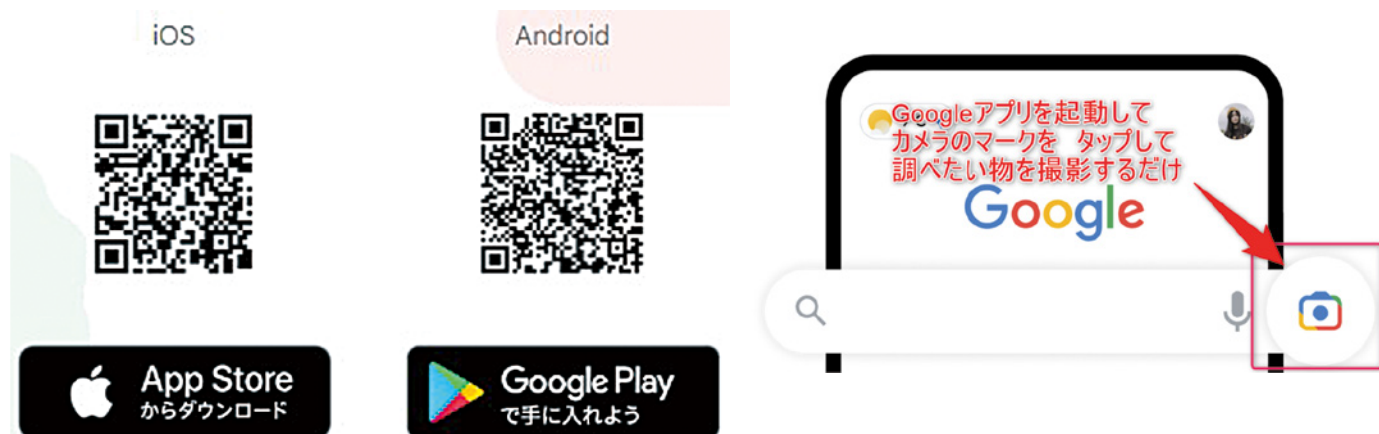
■「便利なスマホアプリのご紹介」

Aさん「あの花ってなんていう名前ですかね？」
私『それは、ほらアレだよアレ。うーん、喉まで
出かかっているんだけど・・・』

そんな経験が皆さんおありでは無いでしょうか。答えがはっきりしなくてモヤモヤする、もしくは、大人としてスマートに返答したい、そんなときに役立つスマホアプリを今回はご紹介します。

■ その名は「Googleレンズ」

Googleレンズは、Android/iPhoneに【Google】アプリをインストールすると簡単に使うことができます。



使い方は簡単で、Googleアプリを起動してカメラのマークをタップして調べたい物を撮影するだけです。撮影すると、Googleの膨大なデータを活用してAIが自動的に画像を分析して答えを教えてください。

■ 他に何が出来るの？ 教えてGoogle先生？

Googleレンズは、植物を調べるだけではなく色々な事に利用できます。一例をご紹介します。

- ・ 欲しい商品を撮影することで、商品のネット通販ページを表示してくれる
- ・ 写真から「ここってどこだっけ？」を検索して場所を教える
- ・ 撮影した文字や写真の中の看板を翻訳してくれる
- ・ 料理を撮影することで、それが食べられる近くのお店を検索してくれる
- ・ 算数や数学、物理の問題を撮影すると解き方や答えを教える

と、撮影してみると実に色々な事を調べてくれるのがGoogleレンズ。まさにビッグデータを使ったAIの活用事例のど真ん中のソリューションだと思います。

宿題まで答えが調べられるのはどうなのだろう・・・と思いますが、宿題にスマートに答える大人をエンジョイしてみても如何でしょうか！



赤坂に新オフィスOPEN!



2022年7月26日、東京赤坂の地に新オフィスをオープンいたしました!

赤坂オフィスは外国人スタッフやバイリンガルスタッフによる多言語対応が可能で、グローバルビジネスに特化したオフィスとなっております。お近くにお越しの際は、是非お気軽にお立ち寄りください。スタッフ一同、皆様のお越しを心よりお待ちしております。

※旧赤坂オフィスは新オフィスのオープンに伴い呼称を「赤坂オフィス サテライト」に変更いたしました。



■ アクセス ■

東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング7階

- ・東京メトロ銀座線南北線
溜池山王駅 11番出口 徒歩1分
- ・東京メトロ千代田線
赤坂駅 徒歩6分
- ・東京メトロ丸ノ内線・千代田線
国会議事堂前駅 徒歩7分



社員旅行を経費で落とす境界線？

税理士
行政書士 徐 瑛義

そう よんい

グループ
代表

■ここ最近の休日はソファーから一歩も動かずに映画三昧で過ごしています…笑



コロナ禍前までは、社員旅行はリフレッシュやモチベーションアップなどに加え、コミュニケーション活性化やチームビルディングなどに利用されることも多く、再びブームが巻き起こっていました。

今後はコロナが沈静化するにつれて社員旅行を再開する会社もあることでしょう。そこで今回は、社員旅行の金額基準、つまり経費で落とせる境界線はどこまでかというテーマについて考えてみます。

1. 税務上の基準を確認しておこう！

従業員の慰安・レクリエーションのために行われる旅行については、その旅行費用は原則として従業員に対する経済的利益の供与(現物給与)となり給与課税の対象です。しかし、税務実務上は、社会通念上常識的な範囲の負担であれば強いて課税しないこととなっています。「少額不追及」という考え方が税務の基本スタンスだからです。

以下、ちょっと長くなりますが、社員旅行の費用について税務上はどのように規定されているのか、まずは通達(一部抜粋)を確認しておきましょう。(長いので面倒な人は読み飛ばして次ページへ！)

■ 所得税基本通達 3630 (課税しない経済的利益…使用者が負担するレクリエーションの費用)

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。

(注) 上記の行事に参加しなかった者(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。)に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。

■ 所得税基本通達 3630 の運用について (法令解釈通達)

標記通達のうち使用者が、役員又は使用人(以下「従業員等」という。)のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、下記により取り扱うこととされたい。

(趣旨)

慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取扱いの明確化を図ったものである。

記

使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととするが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として課税しなくて差し支えないものとする。

- (1) 当該旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。)以内のものであること。
- (2) 当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等(工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等)の50%以上であること。

左記の通達及び法令解釈通達から、社員旅行が全額費用として認められるためには、以下の要件をクリアする必要があります。

- (1) 原則として全従業員を対象としていること
- (2) 旅行に参加した人数が全体の50%以上であること（工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50%以上が参加することが必要）
- (3) 旅行の期間が4泊5日以内であること（海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること）
- (4) **社会通念上相当と認められる金額であること**

要件を満たさない場合には、一般的・常識的な社員旅行の範囲を超えているとして、会社が負担した費用は従業員に対する給与として源泉所得税が課税されることとなります。

2. 経費で落ちる境界線はどこか？

上記の要件の中で特に問題となるのが（4）の社会通念上相当と認められる金額についてです。税務実務上においては10万円を基準とする考え方があるようですが、10万円という金額基準や法的な規定・根拠は存在しません。あくまでも目安です。

そこで、社員旅行の金額基準、つまり経費で落ちる境界線を探るために、右に過去の判例等を時系列で並べてみました。結果の「○」は社員旅行代が全額経費として認められた事例で、「×」は認められなかった事例です。

これを見ると、時代背景や物価、景気などはさておき、「この金額ならOK！」という明確な基準がないことが分かります。ただし、総じて1人当たり20万円を超えるような社員旅行費用は高額として否認されていることも覗くことができます。

結果	行先 / 日程	金額(1人)	判例等
×	ハワイ 5泊6日	186,500円	岡山地裁 S54.7.18
○	香港 2泊3日	77,500円	京都地裁 S61.8.8
○	タイ 3泊4日	183,771円	裁決 H3.7.18
×	シンガポール3泊4日 アメリカ4泊5日 カナダ4泊5日	341,000円 454,411円 520,000円	裁決 H8.1.26
×	九州3泊4日 ハワイ4泊6日 沖縄3泊4日	192,003円 449,918円 260,332円	裁決 H10.6.30
×	シンガポール4泊6日 サイパン4泊5日 タイ4泊6日	204,919円 199,501円 165,066円	岐阜地裁 H14.4.11
×	マカオ 2泊3日	241,300円	東京高裁 H25.5.30

3. まとめと・・・

以上から、一部筆者の推測を含む総括ですが、社員旅行を全額経費として落とすためには以下のような点がポイントとなります。

- 参加人数や旅行期間など通達に規定されている枠内を守ることが大前提
- 金額について明確な基準は無いが、1人当たり10万円以下なら安全なライン
- しかし、10 - 20万円/人の場合はケースバイケース、20万円超/人は否認される可能性大
- 毎年海外旅行に行っているなどの場合は税務調査で重点的にみられやすい

社員旅行費用が税務上損金として認められるか否かは、上記の事例等からも明らかなように、旅行代金の多寡が判断基準の柱となります。本稿でご紹介した事例・金額等を参考に、給与課税されないよう税理士から適切なアドバイスを受けるようにしてください。

社労士 東 浩美

静岡
オフィス
特定
社労士

ひがし ひろみ
■趣味は、旅行、ヨガ、マッサージを受けることです



最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

最低賃金の引き上げ 2022年10月～

2022年度地域別最低賃金は**過去最大の引き上げ**、全国加重平均で時給「961円」

都道府県	2021年の最低賃金額 (円)	引き上げ額 (円)	2022年10月～の最低賃金予想額 (円)	都道府県	2021年の最低賃金額 (円)	引き上げ額 (円)	2022年10月～の最低賃金予想額 (円)
北海道	889	31	920	滋賀	896	31	927
青森	822	31	853	京都	937	31	968
岩手	821	33	854	大阪	992	31	1,023
宮城	853	30	883	兵庫	928	32	960
秋田	822	31	853	奈良	866	30	896
山形	822	32	854	和歌山	859	30	889
福島	828	30	858	鳥取	821	33	854
茨城	879	32	911	島根	824	33	857
栃木	882	31	913	岡山	862	30	892
群馬	865	30	895	広島	899	31	930
埼玉	956	31	987	山口	857	31	888
千葉	953	31	984	徳島	824	31	855
東京	1,041	31	1,072	香川	848	30	878
神奈川	1,040	31	1,071	愛媛	821	32	853
新潟	859	31	890	高知	820	33	853
富山	877	31	908	福岡	870	30	900
石川	861	30	891	佐賀	821	32	853
福井	858	30	888	長崎	821	32	853
山梨	866	32	898	熊本	821	32	853
長野	877	31	908	大分	822	32	854
岐阜	880	30	910	宮崎	821	32	853
静岡	913	31	944	鹿児島	821	32	853
愛知	955	31	986	沖縄	820	33	853
三重	902	31	933				

厚生労働省発表データをもとに作成

【最低賃金の計算方法】チェックしてみましょう！

1. 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
2. 日給の場合 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額 (日額)
3. 月給の場合 月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)
4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高 払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額 \geq 最低賃金 (時間額)

社長の生活を守る ～経営者保証ガイドライン活用のススメ～

税理士
公認会計士

大野 修平



上野
オフィス
ディレク
ター

おおの しゅうへい

■監査法人退所後、当グループにて、資金調達支援、補助金獲得支援を専門に行っています

経営者保障ガイドラインとは

中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者である社長個人が会社の連帯保証人となることがあります。

これを経営者保証と言い、万が一会社が倒産して、融資の返済ができなくなった場合は、社長個人が企業に代わって返済することを求められます。

経営者保証は、経営の規律付けなどの面がある一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる原因にもなります。

これらの解決策として「経営者保証に関するガイドライン(以下、「GL」とする)」が策定されました。

経営者保証ガイドラインを使う場面は3つ

GLを活用する場面は具体的には以下の3場面です。

①お金を借りる時②お金を返せなくなった時③事業承継の時

- ①お金を借りる時とは、GLを活用することで、経営者保証なしでお金を借りれるようにするものです。
- ②お金を返せなくなった時とは、万が一会社が倒産し、経営者保証を履行することとなっても、自宅を含めた資産を手元に残して再起をしやすいようにするものです。
- ③事業承継の時とは、承継前の経営者保証を整理して事業承継をしやすいようにするものです。

本日は、①お金を借りる時に、どのように経営者保証を外してお金を借りるかについて説明いたします。

経営者保証を外してお金を借りるための要件はこれだ！

金融機関からお金を借りる時に、経営者保証を外するためには、以下の3つの要件を全て満たすことが必要です。

- イ. 資産や現預金について、法人と社長の個人とが明確に区分・分離されていること
- ロ. 財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能であること
- ハ. 金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されていること

「イ. 財産の区分」については、例えば社長が法人名義の車をプライベートで乗り回していたり、会社経費でプライベートな旅行に行っていたりしては行けないということです。

そもそも経営者保証を外すということは、法人と個人とで責任や義務を明確化するということですから、経営者保証はしないけど会社財産は流用するということは論理的にもありえません。

「ロ. 財務基盤の強化」については、経営者保証がなければ金融機関は会社の資産や収益力のみを担保に貸付を行うことになります。そうであれば、それらを十分に確保していくことが求められるのは当然でしょう。債務超過や2期連続赤字などの場合には、この要件を満たしているとは言えなくなります。

「ハ. 適時適切な情報開示」については、お金を借りるときだけ決算書や試算表を金融機関に開示するのではなく、常日頃から財務情報を開示し、会社のことを金融機関に知ってもらうことが必要ということです。

例えば、3ヶ月に1回、金融機関の担当者に試算表などを開示して、今後の事業計画などを話しておけば、金融機関も御社のことをよく理解できると思います。

経営者保証を外して安全にお金を借りよう！

経営者保証を外すには上記の3要件を満たす必要がありますが、イ. やハ. については、すぐにも実践できる内容です。経営者保証を外すことができれば、経営の自由度も上がりますし、何より社長自信の心理的な負担がかなり軽減されます。

弊所でも、これまで多くの社長様が、GLを活用して経営者保証を外しています。もし経営者保証にお悩みでしたら、いつでもご相談いただければと思います。

セブンセンスグループ オンラインセミナーのお知らせ

セブンセンスでは、定期的にオンラインセミナーを実施しております。
特徴としては、セミナー構成を「**8つのカテゴリー**」に分けてグループの専任担当者が講師を受け持ちます。
オンラインセミナーとなりますので、パソコン環境があれば、お気軽にご参加頂けます。
不定期ではありますが、外部講師をお招きし、トピックな話題をテーマにご講演を頂く企画もございます。
ご興味があれば、ぜひセブンセンスグループホームページよりお申し込み下さい。過去の開催テーマもご覧頂けます。

相続・贈与

誰でも必ず訪れるご家族の相続、誰に相談してよいものか？ 事前にしておくべき事は何か？
共通の悩みを誰しもがお持ちです。

税務・会計

税法改正、税務調査、経費の範囲などのテーマに関心が高い方が多いようです。
目前に迫った「消費税のインボイス制度」「電子帳簿保存法」がこれからのトピックになります。

人事・労務

中小企業の経営者にとって、人事労務に関する悩みは共通です。
現場を熟知した社会保険労務士が講師を務めます。

補助金・助成金

経営者にとって補助金、助成金の積極活用は、有益な情報です。
情報を収集するアンテナの高さが大切です。

経営・組織

経営者として知っておくと少し得する情報から組織論的なお話まで。
テーマの範囲は広がりますが、関心の高そうなテーマを企画しております。

保険・FP

本来持つ保険の機能を踏まえ、目的に応じた活用方法やメディアで耳にする機会の多い、イデコやニーサについて解説いたします。

事業承継・M&A

超高齢化社会の総称である2025年問題を間近に控え、後継者不在の現状や対策手法、第三者承継について解説をします。

DX・IT

近年、デジタル・トランスフォーメーションというワードをよく耳にします。
中小経営にとって何をやれば業務や管理が楽になるのか 具体例を含めてお伝えさせていただきます。

今後の 開催予定

お申し込みは、こちらから



2022年9月21日 カテゴリー：補助金・助成金
テーマ：**まだ間に合う 2大補助金 徹底解説！**
講師：セブンセンス税理士法人 公認会計士・税理士 大野修平

2022年10月19日（予定） カテゴリー：経営・組織
テーマ：**組織再編 主要な手法について**
講師：株式会社アイクス 取締役 稲葉賢一

2022年11月22日（予定） カテゴリー：保険・FP
テーマ：**イデコとニーサ どちらがお得？**
講師：株式会社アイクス 社会保険労務士・CFP 大澤耕太

若者円卓会議とは

セブンス若者円卓会議 セブンスグループの「10年後」を創る

次世代のセブンスグループを担うメンバーで
出来ることを考え、行動を起こしていく
そして、また次の世代に「バトン」をつなぐ
世代・拠点・部署を超えた
「つながり」こそがグループの未来を創造する



■概要

若者円卓会議は、セブンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！やってみよう！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。



■これまでの活動

2021年7月若者円卓会議発足
(若手社員を中心に立ち上げられた本プロジェクト)
立候補制でありながら、拠点を超えて多くの参加者が集まりました。

2021年10月「活動計画報告会 in 静岡」開催
若者円卓会議メンバーが静岡に集合し、活動計画報告会を開催
初めてプレゼンを行う新社会人のメンバーもあり、ビジネスマンとしても学びの多いイベントになりました。

2021年12月～現在3つの活動チームが誕生。絶賛活動中！

活動内容

『今、セブンスグループでやってみたいこと・やるべきこと』を若手メンバーの目線で考え直し、【グループ間交流】【SNS・広報】【KAIZEN】という3つのチームが誕生しました。

【グループ間交流】

全拠点をビデオ通話でつなぎ社員インタビューを行う「ランチ交流会」を中心に、グループ全体の交流を図るイベントを運営しています。
拠点・部署を超えたコミュニケーション活性化を目指します。

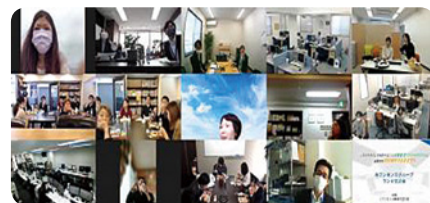
【SNS・広報】

会計コンサル・DXのプロフェッショナルから、チャレンジ精神溢れる若手社員など…多種多様な社員が活躍するセブンスグループをSNSを通して紹介していきます。各種SNSリンクは本誌の裏表紙をチェック！

【KAIZEN】

日常業務の改善提案を社員から募集し、グループ全体に発表するイベント「セブンス“KAIZEN” Contest」の企画運営を行うチームです。
2022年7月に第一回が開催。

今後の動向は各種SNSを中心に発信予定です！



次回から、若者円卓会議の活動をたっぷりご紹介していきます！お楽しみに！

セブンスセンスグループの経営理念

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする
プロフェッショナルとしての仕事をする
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

<https://www.seventh-sense.co.jp/>

各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



Facebook

グループのお知らせを
幅広く発信しています。



Twitter

各拠点の担当者が、
日々の様子を、
発信しています。



Instagram

広報記事の更新情報を
チェックいただけます！



LINE

アニメーション動画で専
門情報がチェックできま
す！



note

特集記事を定期的に
掲載しております。

■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング7階
Tel : 03-6426-5542

■ 東京赤坂オフィス サテライト

〒107-0052
東京都港区赤坂2-15-16
赤坂ふく源ビル4階
Tel : 050-5530-0345

■ 東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE2,4,5階
Tel : 03-6803-2905

■ 東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル2階

■ 千葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22
深谷ビル2階
Tel : 043-234-9132

■ 静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel : 054-264-3171

■ 静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2F

■ 山陰オフィス

〒683-0805
鳥取県米子市西福原3-3-1
YNT第4ビル3階
Tel : 0859-21-1171

■ 石垣島オフィス

〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町1-5
名嘉商会ビル2階

■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15

hmr
seventh sense

セブンスセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・医療開業をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方